

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	高圧ガス保安法	法令の番号	昭和26年法律第204号				
不利益処分の種類	指定輸入検査機関の指定基準適合命令	根拠条項	第58条の30の2				
処分基準	<p>法第58条の20第1号から第5号までに適合しなくなったとき</p> <p>高圧ガス保安法に基づく指定試験検査機関等に関する省令（平成9年通商産業省令第23号）第15条から第18条の2までに適合しなくなったとき</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO